

宇部市告示第95号

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号以下「改正法」という。）附則第2条第3項の規定により、下記のとおり公金の徴収又は収納に関する事務を委託した旨を告示する。

令和8年 4月 1日

宇部市長 篠崎 圭二

1 委託業務

宇部市休日・夜間救急診療所の使用料及び手数料の徴収

2 受託者の所在地及び名称

山口県宇部市新町12番1号

株式会社 常盤商会

代表取締役 植村 育夫

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで